

合

産前産後休業、育児休業、出生時育児休業又は介護休業の開始日の前日

- 8 本条第7項第1号の事由が生じた場合には、請求者は原則として当該事由が生じた日に、**本店人事担当**にその旨を通知しなければならない。
- 9 制限期間中の給与については、別途定める給与規定に基づく労務提供のなかった時間分に相当する額を控除した基本給と諸手当の全額を支給する。
- 10 深夜業の制限を受ける労働者に対して、会社は必要に応じて昼間勤務へ転換させることがある。

第9章 所定労働時間の短縮措置等

(育児短時間勤務)

第19条

- 1 3歳に満たない子を養育する労働者は、申し出ることにより、**就業規則第19条**の所定労働時間について、以下のように変更することができる。

所定労働時間を同条2項始業・終業の時間内での6時間とする(1歳に満たない子を育てる女性労働者は更に別途30分ずつ2回の育児時間を請求することができる。)。ただし、上記の時間にかかわらず、6時間以内の勤務も認めることがある。また、始業終業時間は、個別に定めることとする。

- 2 本条第1項にかかわらず、次のいずれかに該当する労働者からの育児短時間勤務の申出は拒むことができる。

- 一 日雇労働者
- 二 1日の所定労働時間が6時間以下である労働者
- 三 労使協定によって除外された次の労働者
 - イ 入社1年未満の労働者
 - ロ 1週間の所定労働日数が2日以下の労働者

- 3 申出をしようとする者は、1回につき、1か月以上1年以内の期間について、短縮を開始しようとする日及び短縮を終了しようとする日を明らかにして、原則として、短縮開始予定日の1か月前までに、育児短時間勤務申出書により**本店人事担当**に申し出なければならない。申出書が提出されたときは、会社は速やかに申出者に対し、育児短時間勤務取扱通知書を交付する。その他適用のための手続等については、第3条から第5条までの規定(第3条第2項から第4項及び第4条第3項を除く。)を準用する。
- 4 本制度の適用を受ける間の給与については、別途定める給与規定に基づく労務提供のなかった時間分に相当する額を控除した基本給と諸手当の全額を支給する。
- 5 賞与については、その算定対象期間に本制度の適用を受ける期間がある場合においては、短縮した時間に対応する賞与は支給しない。